





**令和3年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和3年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分**

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

**2 受講対象**

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

**3 講習日時及び場所**

講習日時	講習区分	場所
令和3年10月6日（水） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月7日（木） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月20日（水） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月21日（木） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月22日（金） 午前9時から午後5時まで	警報設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月27日（水） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館
令和3年10月28日（木） 午前9時から午後5時まで	消火設備	富山市下野 995番地の3 富山県市町村会館

**4 受講手続**

受講申請書を令和3年8月26日（木）から同年9月3日（金）までの間に、一

